

売買・相続・解体等、空き家に関する悩みの
解消に向けた

空き家相談会

を毎月開催しています

こんな時はご相談ください

- ・ 所有する空き家をどうしたらよいか
- ・ 空き家を売りたいが、何から始めればよいか
- ・ 親の家が空き家に。今後どうすればよいか など

相談は、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会の有資格者が対応します。

開催日 毎月第2木曜日

令和7年度開催予定日

4月10日(木)	5月8日(木)	6月12日(木)
7月10日(木)	8月14日(木)	9月11日(木)
10月9日(木)	11月13日(木)	12月11日(木)
1月8日(木)	2月12日(木)	3月12日(木)

1組30分
予約制

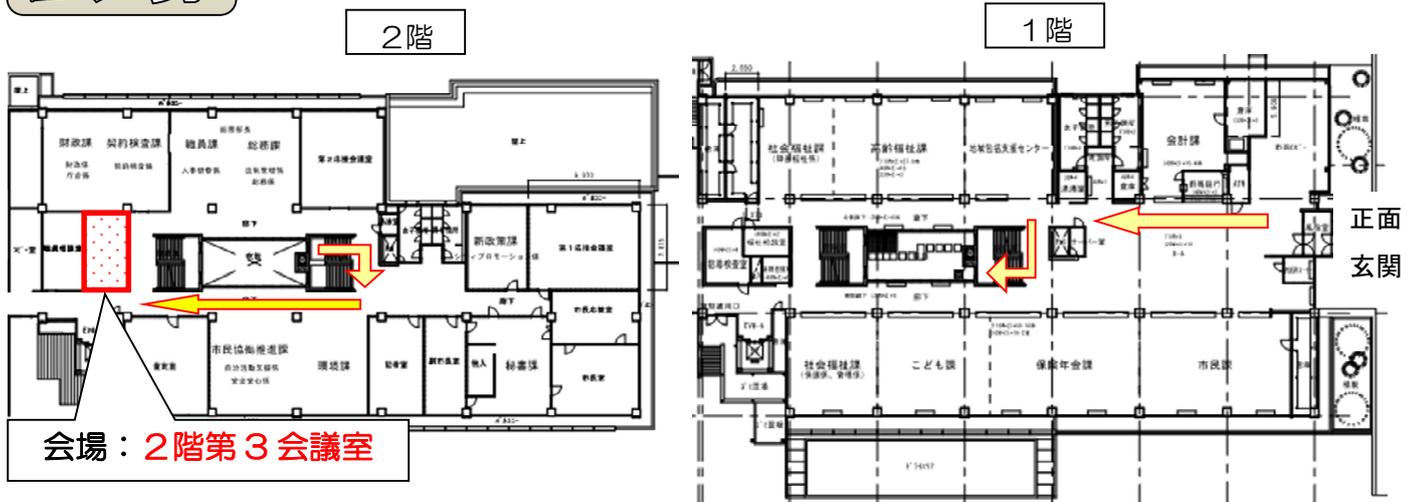
時間 各日 13時30分から16時15分までの5組分

①13:30～ ②14:00～ ③14:30～ ④15:15～ ⑤15:45～

会場 渋川市役所本庁舎 2階第3会議室

会場

渋川市役所本庁舎 2階第3会議室



申込

開催日の2日前までにお申し込みください。

- 申込み先：市民協働推進課 移住定住支援係（TEL：0279-22-2401）
- 受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分（市役所閉庁日は除く）

※遠方の方は電話でのご相談も可能ですので、予約時にお申し出ください。
電話でのご相談の場合、予約された時間に市役所からお電話いたします。

その他

- 相談員は、群馬県宅地建物取引業協会渋川支部の宅建士です。
- 不動産鑑定や相続についての相談も可能です。
- 相談時に、固定資産税納税通知書等、相談したい物件の所在地・家屋種類・面積・建築年等が分かるものがあれば、ご持参ください。
- 本事業に伴う相談は無料となりますが、相談後に実務を伴う個別のご依頼（相続登記の手続、仲介に伴う契約業務等）をする場合は、別途、依頼内容に応じて費用が発生します。

問い合わせ先 渋川市役所 市民協働推進課 移住定住支援係

住所：〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

TEL：0279-22-2401 FAX：0279-24-6541

Mail：akiya@city.shibukawa.gunma.jp